

前回（3月4日）以降の原子力規制庁の動き

令和8年4月8日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

4/1 第1回原子力規制委員会（定例会）

①特定重大事故等対処施設等設置の経過措置に係る検討（その3）

審査実績

【6号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：2/24、3/5、3/9、3/12、3/19、4/2、4/6

資料提出：なし

【6号機 長期施設管理計画の認可に関するもの】

審査会合：4/7

ヒアリング：2/27、3/6、3/16、3/19、3/25、3/26

資料提出：なし

【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：2/24、3/5、3/9、3/12、3/19、4/2、4/6

資料提出：なし

【7号機 設計及び工事の計画の認可に関するもの】

審査会合：3/19

ヒアリング：3/25

資料提出：3/6、3/10

【保安規定の変更認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：3/16、3/27

資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

- 3/4 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所における追加検査の実施について通知
- 3/19 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第7号機の使用前確認申請書及び使用前検査申請書を受理
- 3/19 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第7号機の使用前確認申請書に係る変更の内容を説明する書類を受理
- 3/23 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第6号機の使用前確認申請書及び使用前検査申請書に係る変更の内容を説明する書類並びに第7号機の使用承認申請の取下げを受理
- 3/24 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る使用承認申請書について処分を行わないことを通知
- 3/27 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所6号炉の長期施設管理計画認可申請書の一部補正を受理

- 3/30 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第6号機の使用前確認申請書並びに使用前検査申請書に係る変更の内容を説明する書類及び第7号機の使用前確認申請書に係る変更の内容を説明する書類並びに使用承認申請書を受理
- 3/31 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置許可に係る変更の届出を受理
- 4/6 東京電力ホールディングス(株)から本社及び柏崎刈羽原子力発電所に係る改善措置報告書を受理

被規制者との面談

- 2/25 柏崎刈羽原子力発電所の工事計画届出(ばい煙発生施設等の設置)に関する面談
- 2/25 柏崎刈羽原子力発電所第7号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事計画軽微変更届出に係る面談
- 2/27 柏崎刈羽原子力発電所の原子力発電工作物廃止届出(ばい煙発生施設の廃止)に関する資料提出
- 3/5 柏崎刈羽原子力発電所の工事計画届出(ばい煙発生施設等の設置)に関する面談
- 3/5 柏崎刈羽原子力発電所第6号機及び第7号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事の計画の認可申請に係る面談
- 3/6 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉における地震等に関する資料の受取
- 3/6 柏崎刈羽原子力発電所第7号機の設計及び工事の計画の認可申請(所内常設直流電源設備(3系統目)の設置)に関する資料提出
- 3/10 柏崎刈羽原子力発電所第7号機の設計及び工事の計画の認可申請(所内常設直流電源設備(3系統目)の設置)に関する資料提出
- 3/11 柏崎刈羽原子力発電所6号炉の長期施設管理計画認可申請に関する面談
- 3/11 東京電力ホールディングス(株)の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉における地震等に関する面談
- 3/16 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所第6号機の使用前事業者検査等に関する面談
- 3/18 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所第6号機の格納容器内水素濃度計(SA)の交換に関する行政相談
- 3/19 新規規制基準適合性審査(所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る設計及び工事の計画の審査について)に関する審査会合への対応について(柏崎刈羽原子力発電所第7号機)
- 3/25 東京電力ホールディングス(株)における運搬物確認等に係る面談
- 3/27 重大事故等対処設備(注水用消防車)の更新に伴う力量付与訓練に関する面談

その他

- 3/23 第4回日本海側の海域活断層の長期評価(令和6年8月版)への対応の現状聴取に係る会合

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで公開

- ・全国のモニタリングポスト等の測定値をリアルタイムで配信するとともに、原子力災害の発生時には緊急時モニタリングの結果も公開：<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降の環境放射線モニタリング結果を公開：<https://radioactivity.nra.go.jp/ja>
- ・47都道府県における環境放射能調査等の結果を公開するとともに、放射能と放射線に関する基礎知識などの情報も掲載：<https://www.envraddb.go.jp/>

以上

特定重大事故等対処施設等設置の経過措置に係る検討（その 3）

令和 8 年 4 月 1 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）^{※1}設置に係る経過措置規定のあり方について、これまでの原子力規制委員会における討議を踏まえ、原子力規制庁より具体的な見直し案を提案し、了承を諮るものである。

2. 経緯

第 58 回原子力規制委員会（2026 年 2 月 18 日開催）において、原子力規制庁から、2016 年の特重施設設置に係る経過措置規定改正後、約 10 年間の審査・検査の実績を踏まえ、特重施設の位置付け及び経過措置規定の検討過程、並びに特筆すべき事項を整理し、報告した。

原子力規制委員会で討議の結果、特重施設設置に係る経過措置規定のあり方について、具体的な見直し案を提示するように指示を受けた。

3. 特重施設設置に係る経過措置規定の見直し案（委員会了承事項）

（1）見直しの考え方

特重施設設置に係る経過措置を設ける考え方としては、特重施設は、シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策であることから、新規基準施行後 5 年までに実現を求めるとされ、特重施設の設置の準備に要する期間については、法令上経過措置を設定する際の一般的な期間として 5 年が設定されたものである。

また、2016 年 1 月に特重施設設置に係る経過措置規定を改正した際には、本体施設の設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）がなされれば、本体施設の設計条件等が確定されるため、その時点の特重施設設置に係る経過措置期間の起算点とすれば、継続的安全向上のため可及的速やかな設置を求めつつ、当該期間内に特重施設の建設ができると考えていた。

しかしながら、2016 年 1 月に特重施設設置に係る経過措置規定を見直して以降約 10 年間の特重施設の工事实績を確認すると、特重施設の完成までに経過措置期間を超過している実用発電用原子炉がほとんどであった^{※2}ことから、

^{※1} 特定重大事故等対処施設の他、もう 1 系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3 系統目）も同様に経過措置の議論に含まれる。

^{※2} 第 58 回原子力規制委員会（2026 年 2 月 18 日開催）

規制の継続的改善の観点から、特重施設設置に係る経過措置規定を合理的なものに見直すものである。

(2) 特重施設設置に係る経過措置規定の見直し案について

特重施設設置に係る経過措置期間の5年は変更せず、当該経過措置期間の起算点を、本体施設の設工認の日から、本体施設の使用前確認日に変更する

(考え方)

特重施設設置に係る経過措置期間の5年は、法令上経過措置を設置する際の一般的な期間として設定されたものであり、特重施設の設置の準備に要する期間を変更すべき理由は見当たらないことから変更しない。

他方で、特重施設の完成までに当該経過措置期間を超過していることに関しては、当該経過措置期間の起算点を変更することで対応する。具体的には、本体施設の設工認時点から変更しようとする場合、次の法令上の節目は、当該設工認に沿って設置された本体施設の使用前確認（以下「本体施設の使用前確認」という。）の確認日となる。この時点では、本体施設の新規制基準対応工事は完了し、シビアアクシデント対策に必要な訓練等が終了しており、特重施設の許認可手続、工事に専念できる状況にあると考えられることから、これを経過措置期間の起算点とすることが適当である。

上記のように変更した場合でも、現行の経過措置に基づく実績と比べて特重施設が完成していない状況で運転する期間が大幅に増えることは想定されず、また、本体施設の使用前確認以前は原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくいことを踏まえれば、現行の経過措置との安全上の大きな差異はないと考えられる。

なお、特重施設設置工事に当たっては、本体施設との接続工事等が伴うことから、最終的には、定期事業者検査中の原子炉を停止した状態で工事を実施する必要がある。これを考慮し、経過措置期限を特定の確定日とするのではなく、経過措置期間の終期日後の最初の定期事業者検査終了日とすることも考えられるが、前述の見直し案により特重施設完成までの十分な期間を確保できていると見込まれることから、経過措置期間の終期日は見直さない。

(3) 見直しの対象となる実用発電用原子炉について

特重施設設置に係る経過措置規定見直しの対象となる実用発電用原子炉は、現在の経過措置規定に基づく経過措置期間が満了していない実用発電用原子炉とする

(考え方)

今回の経過措置規定の見直しは、これまでの規制の実績を踏まえ、将来に向けて規制の継続的改善を行うものであり、現行の経過措置期間が満了し既に特重施設に係る規制要求が適用されている実用発電用原子炉^{※3}は対象としない。

特重施設の設置については、今回の見直しを行った場合でも、可能な限り速やかな設置を求めるという方針に変わりはなく、経過措置期間が満了した実用発電用原子炉については、事業者において、必要な設工認の審査も進み、また、工事が進捗し、その完了予定も公表されていることから、見直した経過措置期間の対象とはしない。

(4) その他

所内常設直流電源設備（3系統目）についても、特重施設と同様に、新規制基準において信頼性向上のためのバックアップ対策としてその設置を要求しているものであり、特重施設と同様の経過措置期間を定めていることから、上記（2）及び（3）のとおり見直す。

4. 今後の対応方針

3. の特重施設設置に係る経過措置規定の見直し案を了承いただければ、原子力規制庁において原子力規制委員会規則の改正案を作成し、5月中を目途に原子力規制委員会に諮ることとしたい。

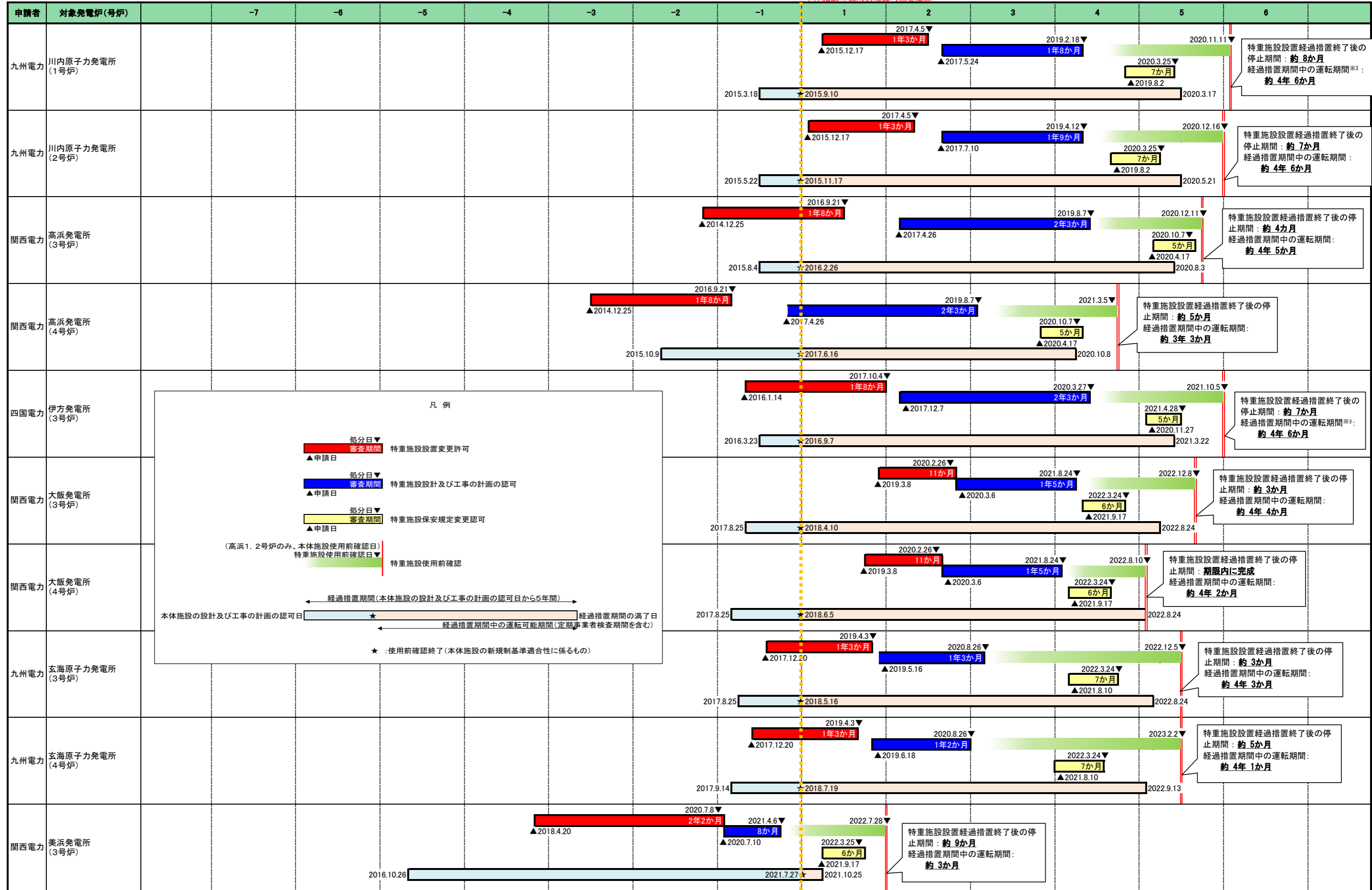
以上

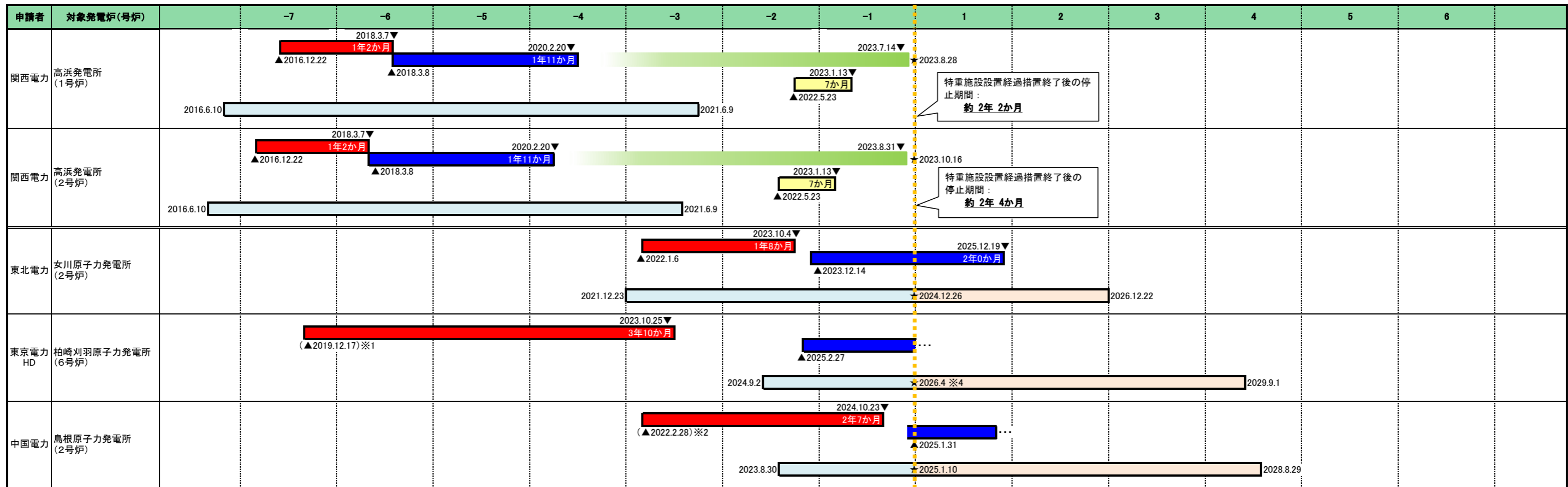
^{※3} 現行の経過措置期間が満了し特重施設が完成していない実用発電用原子炉としては日本原子力発電株式会社東海第二発電所、東京電力HD株式会社柏崎刈羽原子力発電所第7号炉が該当する。

<関連資料>

- 参考 1 特定重大事故等対処施設設置に係る審査・検査実績一覧（本体施設の使用前確認時点を起点で整理）
- 参考 2 2026年2月18日 第58回原子力規制委員会議事録（抜粋）

特定重大事故等対処施設設置に係る審査・検査実績一覧(本体施設の使用前確認時点を起点で整理)
 ▼本体施設の使用前確認時点を起点





※1: 2019年12月17日に特重施設等に関する補正が提出され、実質的な審査は概ねこれ以降のため、このように記載
 ※2: 2022年2月28日に本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出され、実質的な審査は概ねこれ以降のため、このように記載
 ※3: 「経過措置期間中の運転期間」には定期事業者検査期間を含む。
 ※4: 2026年3月30日に東京電力HD株式会社から提出された柏崎刈羽原子力発電所第6号機の使用前確認申請書の記載内容の変更によれば、当該申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期が「2026年4月16日」とされている。